



広報

よいた

5月 No.323

(平成5年5月10日)



交通事故ゼロを願い
チビッ子しどう隊出動!!

本年も交通事故ゼロをめざして、幼稚園の園児による“たちはなチビッ子しどう隊”が出動し、通行するドライバーや自転車利用者に「安全への一言」をかけながら、事故防止を呼びかけました。

▶ 今月のページ ◀

なぜ減らない 交通事故 2 ~ 5

土地取引の前に届出を 6 ~ 7

下水道工事にご協力を 12

広報

かくはん

1993 No.323
5月号

■発行／与板町(代表者 与板町長 平澤甚九郎) ■電話 (0258) (代)72-3100 ■編集／与板町広報編集委員会



交通事故!!



毎日のように、テレビや新聞で交通事故のニュースが報じられています。あまりにも日常的になつていて、ともすると自分には関係ないことと思いつがちになつてはいませんか。交通事故を起こそつてハンドルを握っている人はいませんが、交通事故がいつ私達の身にふりかかるかわからないのが現実です。

平成四年中の与板警察署管内（三島町・与板町・和島村・出雲崎町・寺泊町）の「交通事故の結果」がまとまりました。又、平成五年一月から四月末までの四ヶ月間で、与板警察署管内ではすでに八名の方が交通事故で死亡されていました。この機会に、皆さんも事故を起さないよう、この機会に、皆さんも事故を起させないために、交通事故について特集しました。

今月号では、これ以上の犠牲者を出させないために、交通事故について特集しました。また遭わないように、今一度交通事故について考えてみて下さい。

つた事故

与板警察署管内では 死亡者は 過去十年間で 最悪の記録

平成四年中の県内における交通事故の死者は三四四人で前年より四四人と大幅に増加し、昭和五一年以降の三〇〇人を突破し、昭和五十年の三三五人に次ぐ最悪の事態となりました。全国でも一万一、四五一人の方が亡くなり、前年よりも三四六人も増えています。

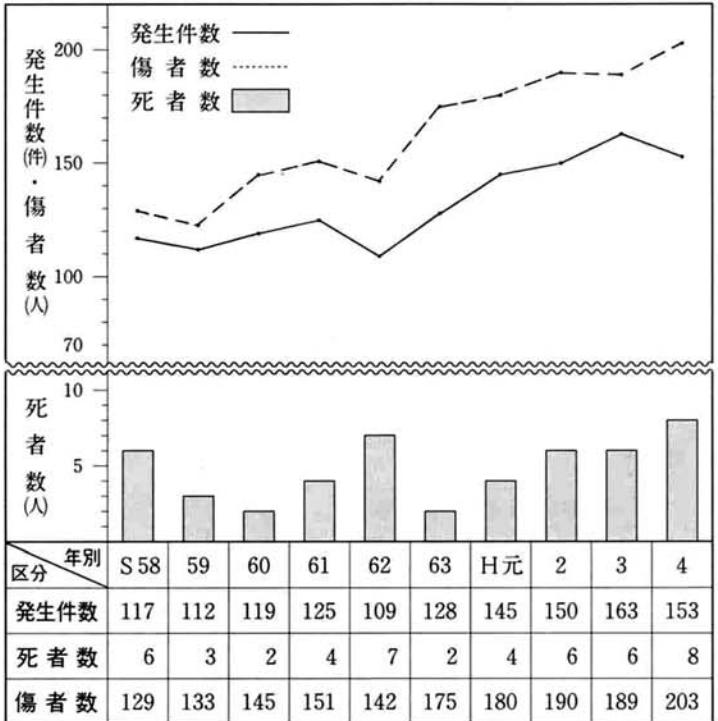
与板警察署内においても、死者は八名と過去十年間で最悪の記録となりました。傷者数については前年を一四名上まわりましたが、幸いにして事故発生件数は一五三件と一〇件の減少を見ました。

当与板町においては死者は前年同様一名という結果でしたが、発生件数が二六件から一九件と七件も減少していながら傷者数が二八名から三一名と増加しています。

与板警察署管内の交通事故の特徴は、

- 高齢者等の交通弱者が被害者となつた事故
- 若者が加害者となつた事故
- 女性ドライバーが加害者となる事故

●与板署管内過去10年の交通事故発生状況



が多く、本年も運転免許保有者数、自動車保有台数の増加・広域高速交通体系の進展による交通流の量的拡大・経済活動の活性化・夜間活動の拡大とレジャー志向の活発化・高齢化社会の進展・交通環境においていかない交通安全意識等から、交通事故增加がさらに進むことが考えられます。

このような厳しい交通情勢の中で一人一人がもう一度交通事故のためには安全運転を心がけて頂きたいものです。

皆さんご存知のように最近では、高齢者の方々が関係する交通事故が多く発生しています。今まで交通弱者として被害者の立場にあつた高齢者が、高齢になつても、自動車などを運転する人が増えていることから、事故の当事者となるケースが増えているのです。

増えてきた お年寄りと 女性ドライバー による交通事故



そして最近特に目立つのが女性ドライバーによる事故です。女性ドライバーは一般的な傾向として、相手がなんとかしてくれるという依存心が強く、ついわがままな運転をして事故に遭うというケースが見受けられます。それに運転が未熟にもかかわらず、スピード違反や追越し違反などが急増していることなどです。

与板警察署管内の事故発生件数一五三件の内女性ドライバーによる事故は三五件で当町一九件の内にも七件が女性ドライバーによる事故です。でも女性ドライバーがみんなそういうわけではありません。これは男性ドライバーにもいえることなのです。

らもうかがえます。

与板警察署管内の事故発生件数一五三件の内女性ドライバーによる事故は三五件で当町一九件の内にも七件が女性ドライバーによる事故です。でも女性ドライバーがみんなそういうわけではありません。これは男性ドライバーにもいえることなのです。

●若者が加害者となつた事故

●女性ドライバーが加害者となる事故

若者から働き盛りに かけての方の事故多発

それは、これらの事故をさらに月別、曜日別、時間別などに分析してみました。まず事故の種類については、車対車の事故が最も多く、全体の五八%を占めていますが、最近では車対自転車の事故が急増しています。これは高齢者の自転車事故が特に多いと予想されます。では高齢者の交通事故を防ぐにはどうすればよいのでしょうか。まず第一に交通量の増加など交通環境が大きく変わっていることを認識することが大切です。

車の運転も含めて年齢とともに低下する心身機能を自覚することが大切ではないでしょうか。それに加など交通環境が大きく変わっていることを認識することが大切です。「あの人ができるのだから」とです。「以前はスマーズに乗れ

たのに」などとは決して思わず、自分の能力や心身に応じた行動を心がけることが大切です。

次に年齢別発生状況ではありますか。かわらず一六歳～四歳までの若者による事故が最も多くなっていますが、ここ数年三十歳から四九歳の働き盛りの人が事故を起こしたり、事故に巻き込まれる件数が増加しています。

月別では前年同様八月が最も多く二三件・十月十九件・五月十七件と比較的天候の良い季節に多く発生しています。又夏休み連休等で帰省や旅行などで多くの人が動く事が事故原因の一つかではありませんかと思われます。

前年同様雪国としては（一月六件・二月八件）冬期間の事故が少なく、ここ数年来の少雪の影響はあるにせよ、雪国だからこそ、より一層雪道での運転に気をつけているからだと思われます。

●月別

月	発生件数	死者数	傷者数	平成3年 発生件数
1	6		10	5
2	8	1	10	4
3	7		7	12
4	8		17	9
5	17		26	13
6	10	1	16	9
7	13	1	15	15
8	23	1	27	30
9	11	1	11	21
10	19	1	22	20
11	16	2	19	11
12	15		23	14

死亡事故の被害者の多くは高齢者

飲酒運転・歩行者妨害等の悪質な危険違反があとをたちません。与板警察署管内での死者は前述した通り八名でしたが、その発生状況を見ると、加害者は若者による運転が多く、その被害者（死者）は八人の内六〇才以上の中高齢者が半数の四人となっております。前年は自転車運転中の死亡事故が最も多く発生していたものが、平成四年では運転者の前方

不注意・一時不停止等により、特に高齢者を対象とした死亡交通事故が目立っています。しかし逆に言えば、車を運転する方だけが悪いのではありません。交通弱者といわれている子供・お年寄りの飛び出し、自転車のマナーや無灯火運転等、運転者がいかに交通ルールを守つて運転していくても、この様な行動により、交通事故・死亡事故が起ころうです。

運転者だけでなく、歩行者・自転車乗りの方も交通ルールを守つてこそ、このような悲惨な事故が防げるのではないか。

自分の行動に責任をもつて

交通事故は、どうして起こるのでしょうか。原因は、車が多い、道路が狭い、歩道がない、といったことのせい。交通事故は、どうして起こるのでしょうか。原因は、車が多い、道路が狭い、歩道がない、といったことのせい。

交通事故を起こした方々に話を聞くと「あんなにスピードを出していなければ……」「確実に一時停止すればよかった」など、悔いが残るものばかりだそうです。

結局最終的には、運転者も歩行者も、自分の行動に責任を持つ以外ないのでないでしょうか。行政においても、本年度より交通指導員を一名増やし、六人体制で交通事故防止活動を展開しています。

もう一度一人一人が交通事故について家庭や職場で話し合いをしてみてはいかがでしょうか。

交通指導員

新体制(6名)で活動開始!!



吉田寿夫 曽根仁志（隊長） 塚越健一
本間 彰 佐藤良三 大平博文

平成5年4月1日より、住民の交通事故防止を図るために、新体制（6名）で、活動を開始しました。

交通指導員の方々は、家業の傍ら毎週2回定期的に出動されるほか、祭礼などの町行事にもご協力をいただいております。

今後とも、安全で快適な町民生活を確保するため、特段なるご尽力をお願いいたします。



▼状況…普通貨物車が道路を横断していた歩行者と衝突。
▼期日…十一月二十九日(日)
▼時間…午前六時十分頃
▼場所…寺泊町 野積
▼状況…普通乗用車が道路左側を手押し車を押して歩いていた人と衝突。

▼期日…十一月二十五日(水)
▼時間…午後五時三十分頃
▼場所…和島村 上桐
▼状況…普通乗用車が道路左側を手押し車を押し、二輪の運転者が死亡。
▼期日…九月二十七日(日)
▼時間…午前十一時四十五分
▼場所…寺泊町 野積
▼状況…普通乗用車が漫然と進行中、自転車の側方通過時に衝突。
▼期日…十月五日(月)
▼時間…午後四時五十分頃
▼場所…与板町 萬都
▼状況…普通乗用車が交差点右方から進入してきた原付と対向してきた原付と衝突し、二輪の運転者が死亡。

▼期日…六月十日(木)
▼時間…午前六時三十八分頃
▼場所…寺泊町 竹森
▼状況…普通乗用車が駐車車両の陰から飛び出した幼児と衝突。

▼期日…七月二十日(木)
▼時間…午後三時頃
▼場所…寺泊町 山田
▼状況…軽トラックが道路左側に立ち話し中の者と衝突。
▼期日…六月十日(木)
▼時間…午後十一時十分頃
▼場所…寺泊町 五分一
▼状況…普通乗用車が横断中の者と衝突。

平成四年 与板警察署管内 死亡事故発生状況

期日…二月二十六日(木)
時間…午後十一時十分頃

期日…六月十日(木)
時間…午前六時三十八分頃

4

▼状況	▼期日	▼時間	▼場所	▼状況	▼期日	▼時間	▼場所	▼状況	▼期日	▼時間	▼場所	▼状況
普通貨物車が道路を横断していた歩行者と衝突。	十一月二十九日(日)	午前六時十分頃	寺泊町 野積	普通乗用車が道路左側を手押し車を押し、二輪の運転者が死亡。	十一月二十五日(水)	午後五時三十分頃	和島村 上桐	普通乗用車が道路左側を手押し車を押し、二輪の運転者が死亡。	九月二十七日(日)	午前十一時四十五分	寺泊町 野積	普通乗用車が漫然と進行中、自転車の側方通過時に衝突。

「国土利用法」による土地取引の届出制度

土地取引の前に届け出を!!

1 国土利用計画法のねらい

みんなが自分勝手に土地を利用し、自分の利益だけを考えて投機的な土地取引を行ったらどうなるでしょうか。土地問題の解決のためには国民の皆さん一人一人に土地は公共性・社会性を持った資源であるという認識を持って頂く必要があります。

平成元年にできた土地基本法は、土地対策を進めていくにあたって、国民共通の認識とすることが必要な基本的な四つの考え方を「土地についての基本理念」として定めています。

①土地については公共の福祉が優先します。

②土地は適正に計画に従って利用されなければなりません。

③土地は投機的な取引の対象にしてはなりません。



- ④土地の価格が道路、鉄道の整備や人口、産業の動向などによって増加する場合には、それによって得られた利益に応じ、適切な負担が求められるべきです。
- 国土利用計画法は、こうした考え方に基づき土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐため、土地取引について届出制を設けています。一定面積以上の土地の取引をしようとする時は、この法律によりあらかじめ知事等に届け出なければならないことになっています。

2 届出の必要な土地取引

一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合は事前に届出が必要です。

届出の必要な土地

①監視区域

都道府県等の規則で定める面積以上

(監視区域は3年1月1日現在44都道府県11政令指定都市のうち1,047市町村で指定されています)

- 売買 ●代物弁済
- 交換 ●共有持分の譲渡
- 営業譲渡 ●地上権、賃借権の設定、譲渡
- 譲渡担保 ●予約完結権、買戻権等の譲渡

*これらの取引の予約である場合も、事前に届出が必要です。

②その他の区域

(イ)市街化区域

2,000m²以上



(ロ) (イ) を除く都市計画区域

5,000m²以上



(ハ) 都市計画区域以外の区域

10,000m²以上



くわしくは都道府県、市町村等へおたずね下さい。

3 届出から契約まで

届出は契約の6週間前まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事（政令指定都市の場合は市長）への届出書に必要な書類を添付して、契約を結ぶ6週間前までに土地の所在する市町村役場に届け出て下さい。



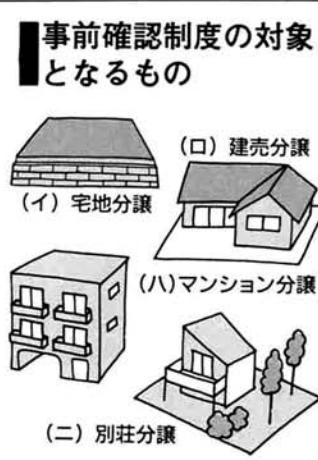
届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査を行い、価格が著しく適正を欠く場合、利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合、監視区域内の土地取引については一年以内の土地転売で投機的取引と認められる場合等には取引の中止又は変更を勧告することができます。それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨の文書による通知（不勧

- 告通知）をします。この通知を受け取れば契約ができます。
- なお、監視区域内で行う取引について銀行などから融資を受ける場合この通知の提示を求められます。
- 届出は当事者が連名で行います。なお、用紙は役場総務課にあります。
- ①価格は、公示価格や標準価格などと比較しながら高すぎるものではないかどうか検討します。土地の取引では、公示価格や標準価格を参考にし
- て下さい。
- ②利用目的は、用途地域などの計画のほか、道路等の整備状況、周辺の自然環境の状況などから、不都合はないかどうかを検討します。
- ③さらに監視区域内の土地取引については「売主が土地を購入してから一年以内に自ら利用しないまま転売」で「買主も自らその土地を利用しない」等の基準からみて投機的取引で

にしましょう。

4 事前確認制度

分譲宅地や建売住宅、分譲マンションなどを購入する場合には、分譲業者がその分譲予定価格について高すぎないとの知事の確認をあらかじめ受けている場合、定められた有効期間内であれば、個々の取引ごとにあらためて届け出る必要はありません。この制度による宅地分譲等の広告には、「国土利用計画法に基づく事前確認済」と記載されていますので、これを参考にして下さい。



■事前確認の有効期間

事前確認の有効期間は都道府県等によって異なりますが、確認をうけてから、一般には12ヶ月、監視区域内においては6ヶ月と定められています。

この制度により土地取引を行おうとする場合には、有効期間内であるかどうか注意する必要があります。

事前確認の有効期間内に、土地取引が終了しそうにないものについては、再確認又は有効期間の延長を申請してください。認められれば、再び、従前と同様、個々の土地取引ごとの届出は不要となります。

5 届出をしないと

①法律で罰せられます。

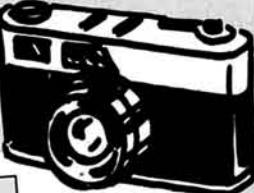
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられことがあります。



②税法上の特典が受けられなくなることがあります。

届出をしないで造成宅地などを譲渡すると、法人等の土地譲渡益重課の軽減措置が受けられなくなることがあります。





原町内で 春の美化運動



町内の親睦と友和をはかるため、原町友和会と子供会総勢40名があき缶拾いを実施しました。

この行事は春休みの行事として毎年行っているもので、原町周辺と与板橋附近を中心に、多くのあき缶を集めました。

町民の皆さん一人ひとりが協力して、与板町をより一層きれいにしたいものです。



交通安全活動推進員に 五十嵐博栄氏 (横町)

平成5年4月1日付けで、五十嵐博栄氏 (横町) が、新潟県公安委員会から「地域交通安全活動推進員」に委嘱されました。

五十嵐氏は、4月1日から与板町地域で、

- ・道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について、皆さんから理解していただくこと。
- ・地域における交通の安全と円滑についての広報・啓発すること。

などをボランティア活動として行っていただきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

晴れの受賞 おめでとうございます ~全国豆類経営改善共励会~

平成4年度全国豆類経営改善共励会表彰式



去る3月、新潟県麦・大豆共励会において最優秀賞を受賞された山田与志春さん (楳原) が、全国豆類経営改善共励会農家の部において、北陸農政局長賞に輝き、去る4月27日、石川県金沢市の北陸農政局で行われた表彰式で表彰されました。

おめでとうございました。



歩行者・自転車 もう安全 ~与板橋歩道橋渡り初め~

中之島町と当町を結ぶ与板橋に大望の歩道橋が完成し、去る4月12日に渡り初めが行われました。橋の与板側で神事を行った後、晴天の元、神官を先頭に、楳原の安達長治郎家三夫婦をはじめ3組の三夫婦が延長886メートルの歩道橋を中之島側へ渡り切りました。

江西団地 町外転入者 第1号 山田さんへ町より記念品が贈られました



ふるさと創生事業の大きな柱として進めて参りました江西住宅団地に、このほど入居者第1号となります山田仁守さんが長岡市雲出町から転入されました。

町では、これから活性化と人口増に大きなインパクトを与えるものと、記念品を贈り歓迎の気持ちをお伝えいたしました。

肌寒さの中大熱戦! 「球場開き!招待高校野球」

去る4月4日(日)、町のスポーツ広場のオープンイベント「球場開き!招待高校野球」が開催されました。

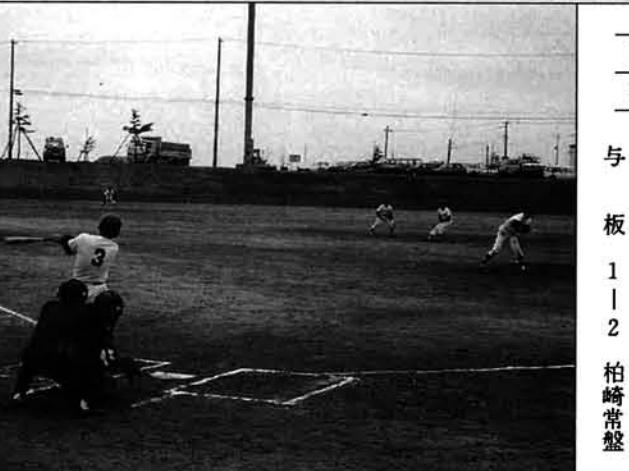
今日は、春とは思えない程の寒さの中、柏崎常盤高校、新潟産業大学附属高校、与板高校を招いての大会となりました。

結果の方は、残念ながら地元勢は2敗と奮いませんでした

が、オープニングイベントにふさわしく大熱戦となり非常に盛り上がった一日となりました。

結果の方は、残念ながら地元勢は2敗と奮いませんでした

が、オープニングイベントにふさわしく大熱戦となり非常に盛り上がった一日となりました。



大 会 結 果	与 板	3 — 4	新潟産業 大学附属
与 板	1 — 2	6	新潟産業 大学附属
柏崎常盤			柏崎常盤

「萬歳閣」の 絵を寄贈 本与板与板高校 定時制卒業生

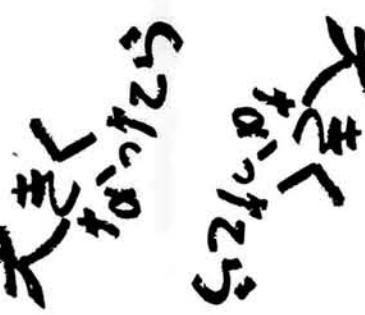


「萬歳閣」が廃墟と化して65年が経ち、記憶も薄らいできているので、母校の創立50周年にちなみ開山時の七堂伽藍を雲居立雄先生の絵筆で再現してもらい、分館に掲額して長く後世に伝えることにしました。

わたしは、大きくなつたようち園の先生になりたい。わたしは、大きくなつたようち園の先生になつていろいろおしえてあげたいです。たくさんのおはなしをよんでもらうと、そとで元気にあそんでいたり、おひるねの時におもろいおはなしをよんでもらうといつぱいして、あたまをよくして、たのまれたしごとをぜんぶしたりいつしょりんめいがんばりたいとおもいます。



大平 靖子さん
（本与板）
与板小学校2年竹組



なぜかというと、毎日お父さんが仕事をしている所を見ていると、とても興味をもつたし、自分が図面を書いた家が建つときには、喜んでもらえたらしいなあと思いました。しかし、そうかんたんにお父さんが仕事をしている所を見たからです。お父さんは建築家にはなれません。建築家になるためには、数学・物理の勉強が必要です。だから、小学生生活最後の一年なので、自分のできるかぎり勉強をがんばっておきたいと思います。



吉村 栄一くん
（柳之町）
与板小学校6年松組

界雄一代

最終回

の一門。仏画家は

根本桃湖と大橋華

堂。

彫刻家は石黒

鐵石。うるし搔き

は大平藤助。その他光西寺に殆

んど常住し寝食を忘れて献身し

た福田幾太郎、石黒佐久次、安

達政吉等をはじめ、数限りない

援助者がいたが、ここでは次

三人について述べることにする。

●小林信界(俗名平松)

は萬歳閣物語(六)

「界雄を支えた人々」

前後廿九年を費やした偉業で

あつたが、その背後や周辺にい

てこれを支えた声無き多くの人

々の善意と奉仕を見過してはな

らない。

昭和六年七月十八日、本与板の石黒吉之助氏(当時七十八才)を訪問した。「萬歳閣奉加、唯一人の生き残りです」と前置きをして「當時本与板では十一月末、取入れが済むと屋根葺と木挽の出稼者は別として、村中の衆が年長と若手が二人一組になつて県内各地へ奉加の旅に出た。立に届けると、どこでも若い衆を案内人としてつけてくれた。

「光西寺の糊米をもらいにきました」これが私共の口上で申しました。どこの家でも三銭か五銭、あるいは茶碗に一杯の米を寄進してくれた。女の髪の毛ももらつた。奉加に出れば、泊めても口べらしです。もちろん無料奉仕です」と語るこの人は当時十五歳の少年であった。

ところで建造物の大工棟梁は本与板の大平九郎平、そしてそ

にして無欲恬淡、地域民への法話、児童のための日曜学校、農

繁期托兒所にも奉仕し、「今良

雄、順宣亡きあともその嗣子を

後見し、文字通り萬歳閣の盛衰

を見てきた人であった。病を得て昭和廿六年五月廿日赤瀧の生

家へ帰り、翌廿七年三月八日死

去(七十四才)。

●村上源二郎

容を知る人はまだまだ多い。界雄、順宣亡きあともその嗣子を後見し、文字通り萬歳閣の盛衰を見てきた人であつた。病を得て昭和廿六年五月廿日赤瀧の生家へ帰り、翌廿七年三月八日死去(七十四才)。

●旭教栄

恩義に厚く、界雄の事業に献身、肝胆相照らす仲となり、ついに振舞つたという。武士堅氣で

あとも小林信界と共に光西寺に

尽した人である。昭和十八年五

月廿五日死去(七十三才)。光西

寺の墓地に眠る。

月廿五日死去(七十三才)。光西

お知らせ



選挙管理委員会委員 補充員が選任

任期満了に伴い、当町選挙管理委員会委員・補充員に次の方々が選任されました。

(敬称略)

委員長	池田 武次郎
委員長代理	桝澤 庄平
委員員	大橋 三男
〃	風間 匡英
補充員	石丸 雄司
〃	内藤 元一
〃	大久保 進
〃	笠原 靖雄

“コンサート上演”ご案内

「生きるってナニ!?’をテーマに全国各地でコンサート活動を続けている黒坂正文氏が下記の日程でコンサートを行います。ぜひこの機会にご家族、お友達でご来場下さい。

記

日 時 6月4日(金)
午後7時~8時30分
会 場 与板町勤労青少年ホーム
2階 体育室
シングルソングライター
黒坂 正文氏
テ マ 「生きるってナニ!?’

安心して学生生活を送るために
今すぐ国民年金の届け出を……

国民年金には、20歳以上の学生も全員加入することになっています。あなたはオレンジ色の年金手帳を持っていますか。
●なぜ加入するのか

学生の間に交通事故やスポーツのケガなどで障害者になったとき、障害基礎年金が受けられます。

20歳から60歳までの40年間加入することとなり、将来満額の老齢基礎年金が受けられます。

●加入手続きは……

住民票のある市町村役場で行います。

住民票が親元にあって居住地が違う場合は親が代って手続きすることができます。

●保険料は……

4月から月額10,500円です。

市町村役場から納付書が送られてきますので、金融機関等で毎月納めます。

口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です。

●保険料の納付が困難なときは…

親等を含めた世帯の所得が基準以下と認められたときは、免除を受けることができます。

免除を受けた期間は老齢基礎年金を計算する際、3分の1に減額されますので、社会人になったらできるだけ追納しましょう。

3. 所得制限

この手当には所得による制限があります。

団母子2人世帯の場合前年の所得が835,000円以上2,443,000円未満の場合、手当額は26,010円となり、2,443,000円以上の所得がある場合は支給されません。

◎特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある児童を看護する父若しくは母、又は養育者に対して支給されるものです。

1. 手当額

政令で定める1級障害児1人につき月額47,160円、2級障害児は31,440円です。

2. 所得制限

父母又は養育者の所得が一定額以上の場合は支給されません。

*詳しいことは、役場住民課社会福祉係へおたずね下さい。

高齢者モデル住宅の試作展示について

県住宅供給公社では、高齢者に配慮したモデル住宅を展示して、県民への普及啓発を目的とした、「高齢者対応型モデル住宅試作展示事業」を、次のとおり実施します。

1. 展示期間及び時間

5月15日(土)~9月30日(木)
(休館日：月曜日・火曜日及び8月13日(金)~15日(日))
午前10時~午後4時

2. 展示場所

新潟市大渕(新潟県住宅供給公社大渕団地内)

3. 展示住宅

木造2階建 159.23m² 1棟

4. 質問合わせ先

県住宅供給公社

(TEL 025-285-6111)

軽自動車税 国民健康保険税

(2期5月分)

●納期限は……

5月31日です

納税は安全・確実な振替納税

国民金融公庫の融資制度

<国の事業ローン>

	運転資金	設備資金
ご融資額	4,000万円以内のほか 別枠 2,000万円以内	
ご返済期間	5年以内	10年以内
利 率 (平成5年4月1日現在)	年 4.9 %	

◎別枠のご融資のお取扱期間は、平成5年9月末日までです。

<経営多角化ローン>

	設備資金
ご融資額	6,000万円以内のほか 別枠 3,000万円以内
ご返済期間	20年以内
利 率 (平成5年4月1日現在)	年 4.9% ~ 年 5.2%

◎別枠のご融資のお取扱期間は、平成5年9月末日までです。

◎その他、お使いみちによりご融資額、ご返済期間および利率が特別有利な「特別貸付」、環境衛生関係の営業を営む方がご利用いただく「環衛貸付」なども取扱っています。

詳しくは、当公庫へお問合わせ下さい。

平成5年度改正内容のお知らせ

<経営改善貸付>

返済期間の延長

	運転資金	設備資金
ご融資額	500万円以内のほか 別枠 100万円以内	
ご返済期間	3年以内 ↓ 4年以内	5年以内 ↓ 6年以内
利 率 (平成5年4月1日現在)	年 4.65 %	

◎経営改善貸付は、商工会議所・商工会の推薦により無担保・無保証人で融資が受けられる制度です。

◎別枠のご融資のお取扱期間は、平成5年9月末日までです。

<国教育ローン>

返済期間の延長

	高校・短大 専修学校等	大 高 專 等
ご融資額	150万円以内	
ご返済期間	5年以内 ↓ 8年以内	6年以内
利 率 (平成5年4月1日現在)	年 5.2 %	

◎国の教育ローンは高校・短大・大学などに入学または在学する方の保護者等を対象、学生・生徒1人当たり150万円を限度として融資する制度です。

◎ご返済期間には、据置期間(在学期間以内で最長4年)が含まれます。

◎詳しくは、下記にお問合わせ下さい。

国民金融公庫長岡支店
(TEL 36-4360)

3月31日までの間に結婚した夫婦及び過去に申し出しなかった夫婦

2. 申出期限
平成5年5月31日まで

3. 申出場所
与板町役場住民課社会福祉係

住宅や付属屋をとりこわした時は必ず申請を

所有されている住宅や、付属屋(作業小屋、車庫等)などの家屋をとりこわした時は必ず除却の申請を役場税務課まで行って下さい。

この申請をされないと実際に存在しない建物に税金が課税されたり、評価の証明をする時に面積が違っている等トラブルが生じる原因となります。

住宅の増築等で一部をとりこわした時も忘れないに申請下さい。

税金は、その年の1月1日現在の所有に対して課税されますので申請はお早めにお願いします。

下水道事業にご協力を

今年10月の一部供用開始を目指して、今年度も下水道工事が始まります。今年度の工事予定期は図のとおりです。

工事期間中は交通規制をはじめ、騒音、振動等みなさんにご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

なお、公共下水道工事費の一部は「郵便局の簡易保険の積立金」から融資されています。



本年のスローガン
「水道はどこでも安心 うまい水」
与板町外2ヶ町村水道企業団

水を大切に
水道週間
(6月1日~7日)